

添付書類等

- 1 動物用医薬品販売従事登録証（紛失時を除く）
- 2 再交付手数料 2,900円（栃木県収入証紙）

注意事項

- 登録証を破り、汚し、又は失ったときは、販売従事登録証の再交付を申請することができる。
- 登録証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合には、当該登録証を添付すること。
- 登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失った当該登録証を発見したときは、5日以内に、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 文字は、楷書ではっきり書くこと。
- 「4 参考事項」には、連絡先の電話番号を記載すること。